



平成28年8月台風10号の 被災者の皆様へ

平成29年1月27日現在（第14版）

平成28年8月の台風10号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省岩手行政評価事務所では、今回の災害に関してお問い合わせや御相談などを受け付けています。

また、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供していますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

◆ お問い合わせ先

○電話：0570-090110（行政苦情110番）

（相談料は無料ですが、電話会社所定の通話料がかかります。）

○受付時間：平日8:30~17:15（岩手行政評価事務所受付）

※これ以外の時間は、留守番電話でお受けします。

○FAX：019-624-1155

○住所：盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15 盛岡第2合同庁舎4階

○インターネット：

<http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/iwate/iwate.html>

◆ 国等では、被災者の方々のための各種支援制度を設けています。

このガイドブックは、各種支援制度、相談窓口などについて、各行政機関等の情報を基に取りまとめたものです。皆様の生活の安定、再建のための一助としていただければ幸いです。

なお、各種支援制度等は、様々な要件が設けられている場合や、時間の経過と共に受付を終了している場合、また、新たな支援策が設けられている場合がありますので、随時、各担当窓口にお尋ねください。



総務省 岩手行政評価事務所

り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書（又は「被災証明書）」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。
- ◆ 同証明書の発行には、地元市町村に申請して、被災状況の現地調査等を受ける必要があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 久慈市 税務課 0194-52-2114
 - ・ 宮古市 税務課 0193-62-2111
 - ・ 釜石市 総務企画部 税務課 0193-22-2111
 - ・ 岩泉町 町民課 0194-22-2111
 - ・ 洋野町 税務課 0194-65-5913
 - ・ 野田村 税務課 0194-78-2930

市町村における特別相談窓口

- ◆ 岩泉町では、被災者生活再建支援制度や応急仮設住宅・応急復旧などについての相談に応じています。
 - <相談内容及び担当課>
 - ・ 被災者生活再建支援制度（担当課：保健福祉課）
 - ・ 応急仮設住宅・応急復旧（担当課：地域整備課）
 - ・ 被災軽自動車・建物の税金関係手続き（担当課：税務出納課）
 - ・ 生活道・生活橋応急復旧（担当課：地域整備課）
- ◆ 詳しくは、岩泉町総務課総務文書室（0194-22-2111）にお問い合わせください。

被災者生活再建支援制度

- ◆ 台風 10 号により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害の程度や住宅の再建方法に応じて支援金が支給されます。対象区域は、岩手県内全域です。

支給額は、下記の 2 つの支援金の合計額になります。（世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額が 3/4 になります。）

□ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（国）

（単位：万円）

	・ 全壊世帯 ・ 半壊等でやむを得ず解体した世帯		・ 大規模半壊世帯	
	基礎支援金	加算支援金	基礎支援金	加算支援金
建設・購入	100	200	50	200
補修		100		100
賃貸（公営住宅以外）		50		50

（申請期間）○基礎支援金 平成 29 年 9 月 29 日まで
 ○加算支援金 平成 31 年 9 月 29 日まで

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（県）
 - 半壊の場合 上限額 複数世帯 20万円（単身世帯 15万円）
 - 床上浸水の場合 上限額 複数世帯 5万円（単身世帯 3.75万円）

なお、申請書等については、各市町村役場に提出してください。

- ◆ 制度の詳細については、お住まいの市町村の地域福祉担当窓口、又は県地域福祉課（電話：019-629-5481）にお問い合わせください。

- 住宅が半壊または床上浸水を受けた世帯に対して支援金を支給します。（久慈市）
 - 複数世帯 30万円 単身世帯 25万円
 - 申請期間 11月1日から平成29年2月28日まで

- ◆ 詳しくは、久慈市社会福祉課（電話：0194-52-2119）にお問い合わせ下さい。

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（岩泉町）
 - 岩泉町では、台風10号災害で「全壊・大規模半壊・半壊」の被害にあった世帯に、国の支援に加えて、次のとおり支援します。

家族構成	全壊・大規模半壊 （住宅の建設・購入）	全壊・大規模半壊 （住宅の補修）	半壊 （生活再建支援金）
2人以上世帯	上限 200万円	上限 100万円	20万円
1人世帯	上限 150万円	上限 75万円	15万円

- ◆ 詳しくは、岩泉町保健福祉課社会福祉室（電話：0194-22-2111 内線233、231）にお問い合わせください。

災害義援金の配分

- ◆ 宮古市では、台風10号被害により、半壊以上の被害を受け、基礎支援金又は支援金を申請した世帯主に対し、下表の金額を配分します。

り災判定	全壊	大規模半壊・半壊
県等	12.4万円	6.2万円
市	2万円	1.1万円
合計	14.4万円	7.3万円

- ◆ 詳しくは、宮古市生活課被災者支援室（電話：0193-68-9109）にお問い合わせください。

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

- ◆ 岩泉町では、被災された下記の方を対象に、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給します。

- ①災害弔慰金：台風10号災害により亡くなられた方で、被害を受けた当時、岩泉町に住所を有していた方のご遺族
- ②災害障害見舞金：台風10号災害により負傷し、または疾病にかかり、その症状が固定した後も重度の障がい（両眼失明、要常時介護等）がある町民の方

- ◆ 詳しくは、岩泉町保健福祉課社会福祉室（電話：0194-22-2111 内線：231、233）にお問い合わせください。

生活福祉資金制度の貸付

- ◆ 各市町村の社会福祉協議会では、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に、住宅等を復旧するために必要な経費を貸し付けています。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象世帯は除かれます。

貸付内容	災害援護資金	住宅改修費
貸付限度額（目安）	150万円以内	250万円以内
据置期間	6月以内	6月以内
償還期間（目安）	7年以内	7年以内
貸付利子	連帯保証人がいる場合：無利子 いない場合：年1.5%	

- ◆ 申請には、住民票（本籍地が表示された世帯全員分）、世帯収入がわかる書類（源泉徴収票、所得証明書、給与明細書等）、連帯保証人の住民税課税証明書のほか、対象経費別に、り災証明書、業者の見積書などの添付が必要です。

- ◆ 詳しくは、下記にお問い合わせください。

（災害救助法適用市町村の社会福祉協議会）

盛岡市	019-651-1000	岩泉町	0194-22-3400
宮古市	0193-64-5050	田野畑村	0194-33-3025
久慈市	0194-53-3380	普代村	0194-35-2100
遠野市	0198-62-8459	軽米町	0195-46-2881
釜石市	0193-24-2511	野田村	0194-71-1414
大槌町	0193-41-1511	一戸町	0195-33-3385

応急生活資金の貸付

- ◆ 久慈市では、応急的に生活資金が必要な世帯を対象に、1世帯当たり5万円以内の金額を貸し付けています。無利子で償還期間は12月以内、据置期間は貸付けの日から2月以内、償還は分割払いもできます。保証人が1人必要です。

- ◆ 詳しくは、久慈市社会福祉課（電話：0194-52-2119）にお問い合わせください。

被災者住宅再建支援事業補助金

- ◆ 久慈市では、被災者生活再建支援金の基礎支援金及び加算支援金の支給を受けた方に対して、補助金を支給します。

- ◆ 建築・購入200万（単数世帯150万）、県産材の使用量に応じて最大100万円、土地の購入に対し最大50万円を補助します。

- ◆ 詳しくは、久慈市社会福祉課（電話：0194-52-2119）にお問い合わせください。

住宅の応急修理

- ◆ 宮古市、久慈市及び岩泉町では、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、住宅の日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に係る費用を助成します。
 - ◆ 助成限度額：1世帯当たり 80 万円（宮古市）
1世帯当たり 57 万 6 千円（久慈市及び岩泉町）
 - ◆ 詳しくは、下記にお問い合わせください。
 - ・宮古市建築住宅課 0193-62-2111
 - ・久慈市建築住宅課 0194-52-2120
 - ・岩泉町施設管理室 0194-22-2111（内線：267）
- ※宮古市及び久慈市については、申込みを平成 29 年 1 月 31 日で締め切ります。

被災住宅の補修に係る補助金

- ◆ 宮古市では、居住していた住宅に被害を受けた人が、被災住宅の補修工事を行う際の費用の一部を補助します。

補助の要件（ア、イをどちらも満たすこと）	補助の内容
ア 住宅が被災（半壊・一部損壊）し、被災した箇所の補修工事（工事費 10 万円以上）を行うこと	工事費の 1/2 の額 ※限度額＝35 万円
イ 住宅の応急修理支援の適用を受けていないこと	

- ◆ 申請には、補修補助金交付申請書、り災証明書、施工前の写真などの添付が必要です。申請期限は、平成 29 年 1 月 31 日です。
- ◆ 詳しくは、都市整備部建築住宅課公営住宅係（電話：0193-68-9107）にお問い合わせください。

住宅の新築・購入に係る利子に対する補助金

- ◆ 宮古市では、東日本大震災または台風 10 号災害により被災した自宅に替わる、新たな住宅を新築・購入するために住宅ローンを組んだ場合に、建物分の利子の一部を補助します。

補助の要件（ア、イをどちらも満たすこと）	補助の内容
ア 住宅が被災（全壊・大規模半壊・半壊）し、住めない状態（流出、解体）であること	建物分に係る住宅ローン利子相当額 ※補助上限額 ・被災自宅が持ち家の場合 →457 万円 ・被災自宅が借家の場合 →250 万円
イ これに替わる住宅を市内に新築または購入するため金融機関から住宅ローンを借り入れたこと	
ウ 新築工事完成後または購入後に申請人（被災者）が入居し住民票を当該住宅に異動すること	

- ◆ 申請には、宮古市被災者定住促進住宅建築利子補給事業補助金交付申請書、り災証明書、金銭消費貸借契約書の写しなどの添付が必要です。
- ◆ 詳しくは、都市整備部建築住宅課公営住宅係（電話：0193-68-9107）にお問い合わせください。

住宅の建設・購入に係る補助金

- ◆ 宮古市では、被災住宅に代わる住宅を建設・購入した世帯に補助金を交付します。
- ◆ 対象となる世帯は、次の2つの要件をいずれも満たす世帯です。ただし、一度災害公営住宅に入居してから住宅を再建する場合は対象外となります。
 - ①居住する住宅が全壊し、または解体されたことにより、被災者生活再建支援金（複数世帯 100 万円、単数世帯 75 万円）を受給していること。
 - ②宮古市内に自宅を建設または購入することにより、被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入 複数世帯 200 万円、単数世帯 150 万円）を受給していること。
- ◆ 補助限度額は、複数世帯が 200 万円、単数世帯が 150 万円です。
- ◆ 詳しくは、宮古市福祉課生活福祉担当（電話：0193-68-9083）にお問い合わせください。

引っ越し経費の補助

- ◆ 久慈市では、引っ越しに要した経費に対し、5 万円まで補助します。
 - ◆ 詳しくは、久慈市社会福祉課（0194-52-2119）にお問い合わせください。

 - ◆ 宮古市では、台風 10 号により被災し、避難先などにお住まいの方が、宮古市内の新居を恒久住宅として入居した際の引越代を補助します。
 - ◆ 対象世帯：全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた世帯
宮古市内で建設・購入した住宅、公営住宅、民間賃貸住宅などへ引っ越した世帯
他に居住できる家を所有していない世帯
補助金額：下表のとおり。
- | 金額 | 条件 |
|----------|--------------------------|
| 5 万円（上限） | 引越業者を利用し、業者から発行された領収書がある |
| 3 万円（一律） | 引越業者を利用し、業者から発行された領収書を紛失 |
- 受付期間：平成 28 年 10 月 11 日～32 年 3 月 31 日
- ◆ 詳しくは、宮古市市民生活部生活課被災者支援室（電話：0193-68-9109）にお問い合わせください。

応急仮設住宅の入居申込

- ◆ 岩泉町では、応急仮設住宅の入居申込を受け付けています。平成 28 年 11 月 7 日に入居申込は締め切りましたが、入居資格に該当する人や特別の事情がある人は、随時相談を受け付けます。
- ◆ 入居資格：①居宅が全壊判定の人
②住宅の応急修理支援（57 万 6,000 円）を受けない人
- ◆ 詳しくは、岩泉町復興室（電話：0194-22-2111 内線：262、280）にお問い合わせください。

住まいの相談会

- ◆ 宮古市では、下記の日程で相談会を開催し、公的支援策や融資など、住宅再建に関する個別相談をお受けします。
日時：平成29年2月18日（土）、3月12日（日）
10:00～12:30
場所：宮古市役所6階大ホール
- ◆ 詳しくは、宮古市市民生活部生活課被災者支援室（0193-68-9109）にお問い合わせください。

住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。
- ◆ 詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353

被災者の住宅ローンの免除・減額

- ◆ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
- ◆ 詳しくは、ローンの借入先、又は全国銀行協会相談室（電話：0570-017109）にお問い合わせください。

運転免許証を紛失した場合

- ◆ 自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。
- ◆ 詳しくは、岩手県運転免許センター（電話：019-683-1445）にお問い合わせください。

預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
- ◆ 詳しくは、下記にお問い合わせください。
・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
・盛岡財務事務所 理財課 019-625-3353（内線231、232）

医療機関への被保険者証の提示

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失した場合は、各市町村の国民健康保険の担当窓口にご相談下さい。
- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより保険診療で受診することができます。

- ◆ 詳しくは、下記にお問い合わせください。
 - ・東北厚生局 医療課 022-206-5216
 - ・岩手県 保健福祉部健康国保課国保担当 019-629-5477
 - ・各医療機関

年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 台風10号の大雨により、住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者については、申請により国民年金保険料の免除を受ける事が可能です。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所（国民年金課等）
[平日 8:30~17:15]にお問い合わせください。

(災害救助法適用市町村の所管事務所)

盛岡年金事務所	019-623-6211	盛岡市
花巻年金事務所	0198-23-3351	遠野市
二戸年金事務所	0195-23-4111	久慈市 九戸郡（軽米町、野田村） 二戸郡（一戸町）
宮古年金事務所	0193-62-1963	宮古市 釜石市 上閉伊郡（大槌町） 下閉伊郡（岩泉町、田野畑村、普代村）

国民健康保険一部負担金の減免等

- ◆ 久慈市では、被災により医療費の支払により生活が困窮している方に対して、医療費の減免徴収猶予を行います。
- ◆ 対象者：被災により収入の減少（生活保護基準以下）及び預貯金の減少（生活保護基準の3月以下）となり生活が困窮する方
- ◆ 詳しくは、久慈市市民課（電話：0194-52-2118）にお問い合わせください。

介護保険料の減免

- ◆ 介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で一定の条件を満たした場合、介護保険料の減免を受けられる場合があります。
- ◆ 対象者：①住居に半壊以上の被害を受けた方
②主たる生計維持者が死亡又は行方不明、重篤な傷病を負った方
③主たる生計維持者の事業所得が前年度より30%以上減少した方
- ◆ 対象となる保険料：平成28年8月30日～29年3月31日の間の保険料
- ◆ 申請期限：平成29年3月31日
- ◆ 必要書類等：印鑑、り災証明書、振込口座が分かるもの（通帳等）
- ◆ 申請場所：久慈広域連合介護保険課、久慈市介護支援課（元気の泉内）、野田村住民福祉課、普代村住民福祉課
- ◆ 詳しくは、久慈広域連合介護保険課（電話：0194-61-3355）にお問い合わせください。

障害福祉サービス等利用負担額の減免

- ◆ 久慈市では、住宅が全壊、大規模半壊、半壊及びその他特別な事情により負担が困難な方に対して、障害福祉サービス等利用負担額の減免（全壊全額、大規模半壊、半壊 1/2）を行います。
- ◆ 詳しくは、久慈市社会福祉課（電話：0194-52-2119）にお問い合わせください。

医療費の一部負担金、介護保険サービス利用料の免除

- ◆ 宮古市では、国民健康保険、介護保険の加入者で一定の要件を満たした場合、医療費の一部負担金、介護保険サービス利用料の免除を受けられる場合があります。
また、免除対象者で、すでに医療機関に一部負担金を支払った場合は、払戻しの請求をすることができます。なお、介護保険サービス事務所に利用料を支払った場合の払戻については、市介護保険課にご相談ください。期限は、平成 29 年 8 月 31 日です。
- ◆ 詳しくは、宮古市総合窓口課国民健康保険係（電話：0193-68-9075）又は宮古市介護保険課管理係（電話：0193-68-9085）にお問い合わせください。

登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 制度変更により、法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっています。売買、相続、抵当権設定時に、これらの書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳しくは、地方法務局・支局にお問い合わせください。
(災害救助法適用市町村の所管法務局・支局・出張所)

盛岡地方法務局	019-624-1141	盛岡市
花巻支局	0198-24-8311	遠野市
二戸支局	0195-25-4811	久慈市 軽米町 野田村 一戸町
宮古支局	0193-62-2337	宮古市 釜石市 岩泉町 田野畑村 普代村 大槌町

国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。
(災害救助法適用市町村の所管税務署)

盛岡税務署	019-622-6141	盛岡市
宮古税務署	0193-62-1921	宮古市 岩泉町 田野畑村
二戸税務署	0195-23-2701	軽米町 二戸郡（一戸町）
久慈税務署	0194-53-4161	久慈市 普代村 野田村
釜石税務署	0193-25-2081	遠野市 釜石市 上閉伊郡(大槌町)

県税の特別措置

- ◆ 自然災害によって損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免・軽減、納期限の延長、徴収の猶予の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの広域振興局県税窓口、又は県総務部税務課（電話：019-629-5144）にお問い合わせください。

（災害救助法適用市町村の所管振興局）

盛岡広域振興局県税部	019-629-6533
沿岸広域振興局県税部	0193-25-2703
沿岸広域振興局宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
沿岸広域振興局大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9912
県北広域振興局県税部	0194-53-4986
県北広域振興局二戸地域振興センター県税室	0195-23-9254

地方税の特別措置

- ◆ 宮古市では、台風10号で市内の事務所などに被害を受けた法人は、被害の程度に応じて法人市民税の均等割の減免を受ける事ができます。
- ◆ 対象：平成28年8月30日～29年8月29日までの間に、申告納付期限が到来する法人の市民税均等割
損害の程度と減免割合：①事務所などが全壊、大規模半壊、半壊
→全額免除
②事務所などが一部損壊
→10分の5
- ◆ 詳しくは、宮古市税務課市民税係（電話：0193-68-9072）にお問い合わせください。
- ◆ 宮古市では、台風10号で被災した方の市県民税（個人）、国民健康保険税、介護保険料について、減免になる場合があります。期限は平成29年3月31日です。
- ◆ 詳しくは、下記の担当課にお問い合わせください。
 - ①市県民税、国民健康保険税：税務課市民税係（電話：0193-68-9072）
 - ②介護保険料：介護保険課管理係（電話：0193-68-9085）
- ◆ また、台風10号で被災した方の、平成28年度分の固定資産税の税額のうち、8月30日以後に納期の末日を迎えるものについては、減免になる場合があります。詳しくは、宮古市税務課資産税係（電話：0193-68-9073）にお問い合わせください。
- ◆ 久慈市では、台風10号により被災した土地や家屋、償却資産の固定資産税について、申請により減免になる場合があります。
- ◆ 対象資産は、以下のとおりです。
 - ①床上浸水した家屋及びその敷地
 - ②土砂流入などにより土地の効用を著しく妨げられた土地
 - ③損害を受けた償却資産（事業の用に供する資産）
- ◆ 詳しくは、久慈市税務課（電話：0194-52-2114）にお問い合わせください。

- ◆ 岩泉町では、台風10号により被災等された方々の平成28年度町税の納付期限等について、町内に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、平成28年8月30日以降に到来する納付期限等を、当面の間延長しています。

納付期限等には、町税に関する申告、申請、請求その他の提出書類も含まれます。ただし、審査請求に関するものは除きます。

- ◆ 詳しくは、下記の担当課にお問い合わせください。
納税に関すること …………… 収納対策室：0194-22-2111（内線209・245）
固定資産税に関すること …… 資産税室：0194-22-2111（内線207・208）
軽自動車税等に関すること … 税務室：0194-22-2111（内線210・241）
- ◆ また、台風10号により被害を受けられた方々の「町税・保険料・一部負担金」について減免します。なお、減免の対象となるには、一定の要件が必要となります。
- ◆ 減免になる対象及び対象期間は、以下のとおりです。

（減免対象）

- ・ 町税……………町県民税、固定資産税、国民健康保険税
- ・ 保険料……………介護保険料、後期高齢者医療保険料
- ・ 一部負担金……国保・後期一部負担金、介護サービス利用料

（対象期間）

- ・ 町税・保険料…平成28年度分の税額等のうち、原則として平成28年8月30日以降の納期分
- ・ 一部負担金等…①国保・介護保険：平成28年8月30日から29年3月31日まで
②後期高齢者医療：平成28年8月30日から29年1月31日まで

- ◆ 詳しくは、下記の担当課にお問い合わせください。
岩泉町税務出納課税務室 0194-22-2111（内線：210）

町県民税・国民健康保険税	税務出納課	内線241・210
固定資産税		内線208・207
国保・後期一部負担金	町民課	国保年金室（内線223・224）
後期保険料		
介護保険料・サービス利用料		長寿支援室（内線220・219）

奨学金の緊急申込の受付、返還期限猶予、支援金の受付

- ◆ 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急申込の受付、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予を受け付けています。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して支援金の申請受付をしています。
- ◆ 詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/>）をご覧ください。または、同機構（電話：03-6743-6011）にお問い合わせください。

公共料金の減免措置

- ◆ 電気、電話等について、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対して、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出に基づいての適用となりますので、手続方法について、各社へお問い合わせください。

東北電力	コールセンター	0120-175-466 (9月2日公表)
N T T東日本	料金問合せ受付センター	0120-002-992
ドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし) 151 (通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000 (通話料無料)
a u	a u携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111 (通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157 (通話料無料)

- ◆ N H Kでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間受信料が免除になります。
詳しくは、ナビダイヤル（電話：0570-077-077 9:00～20:00 土・日・祝日も可）に、お問い合わせください。
- ◆ 宮古市及び久慈市では、台風10号で被災された方を対象に、8月と9月使用分の上下水道料金を、被害の程度に応じて減額又は免除します。詳しくは、下記にお問い合わせ下さい。
 - ・宮古市上下水道部経営課料金係 0193-63-1115
 - ・久慈市水道事業所 0194-52-2189
 - ・久慈市建設部下水道課 0194-52-2152

小規模農地等災害復旧事業（久慈市）

- ◆ 台風10号により被害を受けた農地及び農業用施設のうち、小規模な被災箇所を原型復旧します。
- ◆ 採択基準：1戸農家の農地及び農業用施設に係る複数被災箇所の復旧事業費の合計が13万円以上
※ ただし、1か所当たりの復旧事業費が13万円未満、農業用施設は受益戸数が1戸であること。
補助額：復旧事業費の3分の2以内
助成対象範囲：工事費、資材購入費、重機借上料、労務費
申請期間：平成29年1月5日～1月31日
- ◆ 詳しくは、以下にお問い合わせください。
【久慈地区】久慈市産業経済部農政課農村整備係 0194-52-2111（内線317）
【山形地区】山形総合支所産業建設課産業振興係 0194-72-2111（内線130、131）

農林漁業関係災害復興の融資

- ◆ 日本政策金融公庫では、被災された農林漁業者や食品産業者等を対象に農林漁業セーフティネット資金や農林漁業施設資金といった融資を設けています。また、融資や返済に関する相談にも応じています。

資金名	資金の使い道 (注1)	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率 (注2)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害復旧に必要な資金	負担額の80%又は300万円(特例600万円)のいずれかの低い額	15年以内 (3年以内)	0.20%
農林漁業セーフティネット資金 (災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】 年間経費等の3/12以内	10年以内 (3年以内)	0.20%

注1 災害を原因としてこれらの資金を利用する場合、市町村長が発行するり災証明書が必要となります。

注2 利率は金利情勢により変動します。

- ◆ 詳しくは、下記にお問い合わせください。

- ・ 日本政策金融公庫 盛岡支店 農林水産事業 019-653-9055
- ・ 日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部 0120-926-478

農林漁業関係災害復興の融資相談

- ◆ JAバンク岩手では、災害の状況、応急資金の需要等を踏まえ、各種融資の相談窓口を設置しています。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

- ・ JAバンク岩手
 - JAバンク災害相談窓口 0120-271-756
 - 被災農業者向け資金相談窓口 0120-025-271
- ・ JA新しいわて(新岩手農業協同組合) 019-699-3332

- ◆ JFマリンバンク(JF・信漁連・農林中央金庫)では、融資等に関する相談をご利用のJFマリンバンク店舗で受け付けています。ご利用のJFマリンバンク店舗での対応が困難な場合には、下記にお問い合わせください。

- ・ 信用漁業協同組合連合会等への相談窓口
 - 岩手県信用漁業協同組合連合会 融資部 019-623-8318・8320
- ・ 農林中央金庫への相談窓口
 - 仙台支店 営業第四班 022-706-7135

農林水産被害に関する経営相談

- ◆ 岩手県では、台風10号等により被害を受けた農林水産業者の生産活動の継続や再開に向けた相談窓口を設置しています。

設置場所	電話番号
岩手県農林水産部農林水産企画室	019-629-5621
盛岡広域振興局農政部	019-629-6597
盛岡広域振興局林務部	019-629-6611
県北広域振興局農政部	0194-53-4983
県北広域振興局林務部	0194-53-4984
県北広域振興局水産部	0194-53-4985
沿岸広域振興局農林部	0193-25-2704
沿岸広域振興局水産部	0193-25-2706
県南広域振興局農政部	0197-22-2841
県南広域振興局林務部	0197-22-2871
各農業改良普及センター、農林振興センター、水産振興センターなど	

中小企業者を対象とした特別相談窓口及び貸付制度

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に、災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 今回の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岩手県の日本政策金融公庫及び商工中金では、運転資金又は設備資金を別枠の限度額で融資を行う災害復旧貸付を実施します。
- ◆ 詳しくは、下記の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

盛岡支店中小企業事業	019-623-6125	八戸支店国民生活事業	0178-22-6274
盛岡支店国民生活事業	019-623-4376		

(注) 八戸支店は、岩手県のうち、久慈市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町を営業区域としています。

【岩手県信用保証協会】 019-654-1506

【商工組合中央金庫】 盛岡支店 019-622-4185

【商工会議所】

盛岡	019-624-5880	宮古	0193-62-3233	久慈	0194-52-1000
釜石	0193-22-2434	花巻	0198-23-3381		

【岩手県商工会連合会】 019-622-4165

【岩手県中小企業団体中央会】 019-624-1363

【独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部】 022-399-6111

【東北経済産業局 産業部 中小企業課】 022-221-4922

【岩手県商工労働観光部経営支援課】 019-629-5546

中小企業者を対象とした融資制度

- ◆ 岩手県では、被災又は売上等が減少した中小企業（個人事業者含む）に対し、下記のとおり融資制度を設けています。

資金名	融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (注2)
① 中小企業災害復旧資金	事務所又は事業所が被災した中小企業者で、市町村が発行するり災証明書を受けた方。	1千万円以内	10年以内 (3年以内)	・ 3年以内 →1.7%以内 ・ 3年超10年以内 →1.9%以内
② 中小企業経営安定資金 [経営力強化対策]	国の全国統一制度である経営力強化保証制度要綱の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。	8千万円以内	・ 設備資金 →7年以内 (1年以内) ・ 運転資金 →5年以内 (1年以内)	・ 3年以内 →1.9%以内 ・ 3年超10年以内 →2.1%以内

注1 中小企業災害復旧資金の信用保証料については、県が全額補給します。

注2 ①については「固定金利」、②については「変動金利」となります。

- ◆ 申込に関しては、お近くの取扱金融機関に御相談の上、お申込みください。
取扱金融機関：普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫
- ◆ 詳しくは、県商工労働観光部経営支援課金融担当（電話：019-629-5542）にお問い合わせください。

中小企業を対象とした制度融資に係る利子等の補給について

- ◆ 久慈市では、中小企業を対象とした制度融資に係る利子等の補給を行います。補給の対象となるものは、以下のとおりです。
- ◆ 岩手県中小企業災害復旧資金の利子補給
 - ・ 対象となる融資制度：岩手県中小企業災害復旧資金
 - ・ 対象者：事務所又は事業所が被災した中小企業者で、市長が発行するり災証明書等の発行を受けた方
 - ・ 対象融資額：1千万円以内
 - ・ 申込・相談窓口：(株)岩手銀行、(株)東北銀行、(株)北日本銀行、(株)みちのく銀行、盛岡信用金庫
- ◆ 岩手県中小企業経営安定資金[災害対策]の利子補給・保証料補給
 - ・ 対象となる融資制度：岩手県中小企業経営安定資金[災害対策]
 - ・ 対象者：災害の後、最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間の売上高が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる方
 - ・ 対象融資額：1千万円以内
 - ・ 申込・相談窓口：(株)岩手銀行、(株)東北銀行、(株)北日本銀行、(株)みちのく銀行、盛岡信用金庫

- ◆ 日本政策金融公庫 災害復旧資金（国民生活事業）の利子補給
 - ・ 対象となる融資制度：日本政策金融公庫 災害復旧資金（国民生活事業）
 - ・ 対象者：事務所又は事業所が被災した中小企業者で、市長が発行するり災証明書、または被災証明書の発行を受けた方等
 - ・ 対象融資額：1千万円以内
 - ・ 融資相談窓口：(株)日本政策金融公庫八戸支店
 - ・ 補助金申請窓口：久慈市役所商工振興課
 - ※ 災害復旧資金（国民生活事業）の利子補給については、貸付を受けた中小企業者が、直接、市の商工振興課に申請する必要があります。
- ◆ 詳しくは、久慈市商工振興課（0194-75-3891）にお問い合わせください。

被災事業者向けの支援制度

- ◆ 岩手県は市町村（宮古市、久慈市）と共同で、台風10号被災商工事業者等向けに補助金を交付します。

支援メニュー	対象者	補助率	補助限度額
被災企業等復旧支援事業	被災中小企業者	1/2	卸売・小売・サービス業 200万円 (復旧経費100万円以上)
			上記以外(宿泊業、その他) 2千万円 (復旧経費1千万円以上)
被災商店街等再生緊急対策事業	被災商店街 (共同施設、共同設備など)	1/2	2千万円
	被災中小企業者	1/2	卸売・小売・サービス業 50万円 (復旧経費100万円未満)
			上記以外(宿泊業、その他) 500万円 (復旧経費1千万円未満)
大規模被災企業再建支援事業	被災企業(大企業、誘致企業を含む)	1/10	5千万円 (復旧経費5千万円以上)

- ◆ 宮古市における補助金の申請受付場所と時間は、下記のとおりです。詳しくは、産業振興部産業支援センター（電話：0193-62-2111）にお問い合わせください。

期間	時間	場所	対象地域
12月27日(火)～ ※ 年末年始及び土・日・祝日は除く	8:30～17:00	市役所分庁舎 2階産業支援センター	市内全地域

- ◆ 久慈市における補助金の申請受付場所と時間は、下記のとおりです。詳しくは、産業経済部商工振興課商工労政係（電話：0194-75-3891 内線：352）にお問い合わせください。

場所：久慈市役所 車庫棟2階 臨時相談室

時間：9:30～12:00、13:00～16:00

事業者向けの金融相談

- ◆ 日本政策金融公庫、岩手県信用保証協会では、台風10号被害に係る市内事業者向けの金融相談を下記のとおり実施します。詳しくは、久慈市商工会議所経営支援課（電話：0194-52-1000）にお問い合わせください。

日時及び場所：毎週火曜日 10:00～17:00 久慈商工会議所

※事前申込み、予約不要

補助金に係る特例的措置

経済産業省では、下記のとおり、補助上限額の引き上げや、補助対象経費を遡って認める等の特例的措置を講じています。

	持続化補助金	自立補助金
特例的措置 内容	① 補助上限額を50万円から100万円に引き上げ。 ② 平成28年8月31日以降に発生した経費を遡って対象。（平成28年12月2日までに応募したものに限る。）	① 補助下限額を100万円から30万円に引き下げ ② 平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨・豪雨による災害発生以降に発生した災害復旧に係る経費を遡って対象。
事業概要	小規模事業者が販路開拓に取り組む費用を支援。機械装置費、開発費等が対象。 補助率2／3以内。	商店街が行う商店街施設等の復旧を通じ、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る事業を支援。 補助率2／3以内。

- ◆ 詳しくは、東北経済産業局 産業振興課（電話：022-221-4906）にお問い合わせください。

雇用保険失業給付の特例措置の実施

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村にある事業所に勤務し、被災で一時的に離職を余儀なくされた方は、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- ◆ 雇用保険失業給付を受給している方が、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかった時は、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。

詳細の内容についてのお問い合わせや、お困り事がある場合は、下記の労働局、ハローワーク（職業安定所）にお問い合わせください。

（災害救助法適用市町村の所管職業安定所）

岩手労働局職業安定部職業安定課		019-604-3004
盛岡職業安定所	019-624-8907（給付課） 019-624-8906（適用課）	盛岡市
釜石職業安定所	0193-23-8609	釜石市 遠野市 大槌町
遠野出張所	0198-62-2842	遠野市
宮古職業安定所	0193-63-8609	宮古市 岩泉町 田野畑村
二戸職業安定所	0195-23-3341	一戸町 軽米町
久慈職業安定所	0194-53-3374	久慈市 野田村 普代村

雇用調整助成金の特例の実施及び相談コーナーの開設

- ◆ 生産量、販売量、売上高などが減少している事業所に雇用調整助成金（注）の特別措置（支給要件（生産指標の減少）の緩和及び遡及適用）を実施します。
（注） 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの。
- ◆ 詳しくは、岩手労働局職業安定部職業対策課（電話：019-604-3005）にお問い合わせください。

労働保険料等の納付猶予制度について

- ◆ 労働保険においては、災害により財産について損害を受けた場合など、労働保険料等を納付できない場合に、申請により一定期間、納付を猶予する制度があります。
- ◆ 台風10号の被害により事業活動の休止を余儀なくされた場合についても、申請により一定期間（最大1年間）、労働保険料等の納付の猶予を受ける事ができる場合があります。
- ◆ 詳しくは、岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話：019-604-3003 内線：5818・5819・5821）にお問い合わせください。

こころの健康に対する相談

- ◆ 災害に関するこころの悩みを電話相談でお受けしています。
 - ・心の健康相談
（岩手県精神保健福祉センター）
019-622-6955（月～金 9時～21時・祝祭日は除く）
 - （宮古保健所）
0193-64-2218（月～金 8時30分～17時15分・祝祭日は除く）

被災動物等の救護

- ◆ 岩手県と一般社団法人岩手県獣医師会では、被災動物等への必要な支援を行っています。ペットフードや衛生処理用品などの物資の提供、避難所等で被災動物と一緒に暮らすためのケージ等の貸与、被災動物の一時預かり、被災動物の治療のほか、被災動物等救護のための各種相談などです。
- ◆ 詳しくは、県災害時動物救護本部（電話：019-629-5323）又は県獣医師会（電話：019-651-0310）にお問い合わせください。

災害ボランティアの受入れ

- ◆ 災害ボランティアについては、受入れの準備を行っている岩手県災害ボランティアセンター（岩手県社会福祉協議会内 電話：019-637-4483）にお問い合わせください。
- ◆ 宮古市、久慈市、岩泉町の各社会福祉協議会でも、災害ボランティアセンターを設置しています。詳しくは、各災害ボランティアセンターにお問い合わせください。
（各市町村ボランティアセンター）
 - ・宮古市災害ボランティアセンター（宮古市社会福祉協議会内 電話：0193-64-5050）
 - ・久慈市災害ボランティアセンター（久慈市社会福祉協議会内 電話：0194-53-3380）
 - ・岩泉町災害ボランティアセンター
（岩泉町社会福祉協議会内 電話：090-2270-0242、090-2270-0243）

（注） 当ガイドブックの情報は、1月27日時点の情報で作成しています。
各機関における支援策等について追加、変更する場合があります。